

現代フランス大学における管理・運営の問題点

石 村 雅 雄（高等教育教授システム開発センター）

1. はじめに

周知のとおり、フランスにおいては1968年改革により大学の管理運営について全般的に「参加」原則が導入された。それまでの大学の管理・運営は、ほとんど教授のみによって行使を要求する「教授の独立」という考えを背景としていたと把握するのが妥当である¹。これに対し新たに導入された「参加」原則については、『「参加」は、大学生活に関係するすべての者、(教員・研究員・学生・事務・用務員)を代表する委員によって構成される機関によって大学が管理されるという新しい方式の確立を意味している』²とされている。しかし、そもそも「参加」という概念は極めて広範かつ多様な内容と形態を含むことからその曖昧性が否定できない。1968年高等教育基本法の条文も概括的規定にとどまっており、ここからいくつかの訴訟もおこっている³。

本稿では、そういった基盤から出発した現代のフランス大学の管理・運営の原則についての論点がどのように構成され、また大学評価の実施という新たな政策の流れの中でその論点がどのように変化していったのかを整理し、その展開の方向を探らうとするものである。

2. 従来の大学管理・運営をめぐる論点の構成

1968年高等教育基本法の運用実態は次のようであった。

高等教育基本法第14条は、大学の管理・運営機関への大学構成員各層の代表選出について、投票権、投票方法等を規定しているのみであり、選挙母体の構成についてはデクレに委任していた。この背景には、この法案の主要な作成者であるE.フォールの「投票権とポストの名目的な配分は(教育する者とされる者の間の:筆者註)連帯感を表現するものであり、論争の永続的な原因ではない」⁴との意思があった。1970年3月14日付の選挙母体についてのデクレは、大学評議会の代表の選出について、次の6つの選挙母体を基礎として行われるとした。

A 選挙母体：教授、助教授の職務を遂行する教員
 B 選挙母体：主任助手の職務又はこれと同等の職務を遂行する教員
 C 選挙母体：上記選挙母体に属さない教員（博士号未取得の助手等）
 研究員選挙母体
 職員選挙母体
 学生選挙母体

実際に行われた大学評議会の選挙結果は、以下のような議席占有率であったと言う⁵。

(%)	A	B	C	研究員	職員	学生	学外者
リヨン第2 (1970年)	26.6	11.4	6.3	←ABC で選出	6.3	31.6	17.7
パリ南・XI (1970年)	20.0	7.5	5.0	10.0	11.3	27.5	18.8
全国(1980)	24.3	9.3	5.5	4.5	7.9	31.0	18.1

*但し、学生は投票率の関係で実際には12.1%しか占めていない。

以上の、1968年高等教育基本法の改正法である、1980年7月21日付高等教育基本法（ソバージュ法）制定をめぐっては次のような動きがあった。それは、「参加」原理の厳密な運用とは両立できないにしても、各構成員の権限、役割、責任への考慮をすべきであるということであり、とりわけ、他の構成員に比して大学内でも中心的地位を持っている教員、すなわち教授により厚い参加を保障すべきであるということであり、それに対して学生は、固有の責任は持っているが、より個人的であり、とりわけ自らの個人的な未来に関係しているのであり、大学の意思決定にはおのずと限界があるという議論である。具体的には、ソバージュ法による大学評議会の議席配分は次のように配分されるとした。

(%)	A	B	C	研究員	職員	学生	学外者
大学評議会	50.0	15.0	5.0	←ABC で選出	5.0	15.0	10.0

しかし、ソバージュ法制定の経過の中で、「共和国の諸法律によって承認された基本的原理」であり憲法規範性が認められるべき「参加」原理をソバージュ法が侵している故に違憲であるとの憲法評議会への提訴もあった。結果的には「参加」原理のそうした規範性については認められず、かつ「参加」についての裁量権は立法者にあるとして訴えも退けられるということもあった⁶。全般としてこうした動きは、「参加」の曖昧さを「教授の独立(indépendance de professeur)」を強化する方向で法定するものであった。

1984年には、社会党政権の成立にともない新たな高等教育法制定をめぐる動きがあった⁷。そこでは、従来の大学評議会の三評議会への機能分化が行われるとともに、次のように議席配分が為された⁸。

(%)	教員及び研究員	職員	学生	学外者
管理評議会	40 ~ 50	10~15	20~25	20~30
学術評議会	60 ~ 80*	*	7.5~12.5	10~30
教務・大学生生活評議会	75 ~ 80**	10~15	75~80	10~15

・学術評議会の学生は第3期課程の学生代表のみ。

* 議席数の少なくとも半分は教授及び研究を指導する資格を持っている教授以外の者に与えられ、少なくとも1/6は先述のカテゴリーに属さない博士に、少なくとも1/12は他の者に与えられるが、そのうち少なくとも半分は技師に与えられる。

** 教員と学生の代表数は平等。

1986年には1984年高等教育法改正をめぐる動きが、参加の拡大を喜ばない保守側に依って企図され、「スタッフ、学生、外部の人々の協力によって民主的方法で運営される」(84年法第20条)という大学の規程から、単に「大学は自主的である」という規程に、具体的には教務・大学生生活評議会の廃止と管理評議会の権限強化が図られ、併せて管理評議会、学術評議会の構成変更が次のように図られた。

(%)	教授	非教授教員	職員	学生	学外者
管理評議会	40	25	5	15	15
学術評議会	40	20*	0	10	30

・学術評議会の学生は第3期課程の学生代表のみ。

* 博士号を保有する研究員も含む。

この改正の意図は、教員の役割を強化する必要があり、とりわけ教授の特別の責任及び学長の役割は強調される必

要があるとのことであり、これに対して、学生参加の実情は、全登録学生数のうちの評議会選挙投票率の平均は僅か13.45%に過ぎなかった。

以上の議論の構図は、大学は「大学共同体」であり、「反階統性精神 (esprit antihierarchique)」を管理運営原則の中心に置くべきとの主張と「科学的観点が必要な場合と領域において、科学的能力を持つ者を優位に立たせる可能性を確保する」、管理運営の効率と公正を保障するといった「質 (qualité)」を基準とする大学内の階統性を前提とした上での上位者による管理運営権限の把握の主張との対立であった。具体的には評議会の議席に占める教授代表の占有率が問題にされていた。

3. 全国大学評価委員会 (Comité national d'évaluation : C.N.E.) 成立と

その大学管理・運営をめぐる活動

1985年5月に活動を開始した全国大学評価委員会は、大学の個性性へ注目し、これまでの統一的学位・免状制度や、機械的予算配分の見直しを行なった。とりわけ、1985-1989年の「大学管理」小委員会では、大学組織の巨大化、複雑化による責任追求体制の弱まりや、大学自身の研究政策策定能力の向上、大学裁量予算の拡大を求めている。

1987年5月に出された大学評価委員会の報告書『大学はどこに行くのか』¹⁰では、第7章で「管理」の項目を設定している。その中で、先述した1968年に導入されたはずの大学自治の不十分性を指摘し、1984法で導入された自治強化の方策（各大学独自の資金獲得等）も十分に活用されていないとしている。つまり、「今日大学にとって最も重要なのは、該当の機関、組織の特殊性を考慮に入れて設定される真正正銘の管理機関」であり、「巨大かつ多様な機関の経験を検証」すれば、「大学の主導性発揮の可能性や指導者の責任を増大させることが必要で、そのためには指導者、特に学長の権限を拡大することが不可欠である」としている。その上で、「自主性は競争なくしては存在できないし、定期的な評価なくしては存在し得ない。評価は自主性の必要な代償である」としているのである。

1989年5月に出された報告書、『大学にとっての最重要課題』¹¹においても第7章で「大学の管理」を設定し、「評価の経験からは、該当機関（＝大学：筆者註）の過去や組織を考慮した機関の区別も可能」であるとしている¹²。また、教員が身近で強い権限の介入を恐れることからの大学の弱い管理の問題点が指摘され、「学生、教員そして学長のやる気 (Bonne volonté) を誘う改革」を主張し¹³、「教育・研究・管理といった仕事の多様性に見合った教員の仕事の組織の再考」を訴えている。そこでは、「何故各大学が法で規定されている機能の一般的な使命・原則の枠内でその内部規定を自由に決められないのか。内部構造の決定は機関の固有の権限に属するのではないか」とか、「自治と責任そして戦略的管理は切り離せない。この戦略によってこそ、それぞれの大学が自らの性格を規定できる。この性格が各大学を支配する共同体の精神のもとになる」とし、「自治の拡大、学長の権限拡大と大学の真の自治的手段の創設」を求めている。また同時に、「良き管理は独裁的管理とは別物であり」、「ヨーロッパの大学の数世紀来の伝統（この点でアメリカの大学とはかなり異なるが）は、合議制的権威による伝統である」ともいっており、「複雑なシステムの管理は大幅な分権化があってこそ有効であり、全ての段階における管理のための参加的組織を必要とする」とし、具体的には、大学の一般的政策は次のように構成される管理評議会と学術評議会の2つで保障されること、学長は2つの評議会の合同評議会において教授の中から選ばれることが提案されている。

管理評議会（20人程度）：教授、助教授の代表、その他の教員、研究者、職員、学生の代表、該当大学がその内部規定に依って選ぶ外部の者。

学術評議会（20人程度）：半分は教授もしくは同等の研究者。企業や行政部局の中で研究職もしくは幹部の役に就いている者も含む。

注目すべきは、従来のように議席占有率を具体化していない点であり、更に、こうした発展計画は一般的な方法と活動や組織全体に関する最重要課題を提示したものであり、その他の対応もあり得るとしている点である。

1991年6月に出された報告書、『大学：開放の機会』¹⁴では、第2章「大学と地方自治体との関係」で管理・運営に言及し、そこでは、大学の自治をより保障するために、大学の財源がその大部分を国家に負っていることを克服すべきである。そのためには新たな協調、多元的協調 (multi-partenariat) に基づく契約関係が必要であり、その主要な

相手は地方自治体である。そのための必要不可欠な条件は「大学の自治が実在することであり、特に学長が自らに法文上委ねられている権限と責任を完全に行使できることが重要である」。具体的には、大学の内部規定の再検証、行政責任者の規定の改善に取り組むべきであるとし、「新たな強調 (nouveau partenariat) の成功は、その大部分において、大学の良き管理とその中の強力な『行政権』の存在にこそかかっている」としているのである。

4. まとめにかえて

現代フランス大学における管理・運営の問題は、個別大学評価の導入とそれに基づく個々の大学の個別性の強調、により論点が移動している。つまり、個々の大学によって「参加」の在り方、具体的には管理機関の議席の配分が違っていても良く、それは個々の大学に委ねられるとするのである。その上で、個別の大学がその個性を発揮するために、個別の大学を実際に責任を持って動かす主体として、教授の位置は重要視されるべきとされることとなっている。

このうち、大学の管理運営の個性化といった点では、「大学共同体」、「反階級性精神」は個別大学の個性の発揮の中の一つの選択肢になるのか、といった点には現実の展開を注目したい。学生参加については、1968年より制度的には維持されているが、導入時の理念を越え、大学における学生の位置の検証、具体的には投票率の低さといった参加の障害・問題点を解決し得る、現実的展開は可能なものにも注目する必要がある。現在の管理運営改革における「自治」の強化による参加の質的発展の可能性も否定できないゆえである。

ところで、1993年には、保守政権は新たな高等教育法の制定を図った。それは、1984年高等教育法の一部規定から各大学が離脱できるような内容であり、大学が自らの規定・構造を自らの理念により良く適合させることができるようにするものであった。具体的には、学長と3つの評議会の役割の変更、学長の選出方法の変更等を内容とするものであり、各評議会の構成の変更も可能とするものであった。この動きに対しては、法案により現実化する大学は「学生や非教員職員を排除した、教授により考案され、組織された大学」であり、「教授団だけが決定をできる大学」である¹⁵、「管理された自治 (autonomie contrôlée)」が認められるにすぎないと批判が出された。結果的には法案は廃案となったが¹⁶、本年更にバイルー国民教育相は高等教育改革案を提出しており¹⁷、その改革の中で、管理運営、とりわけその地位の改革が図られている学生の参加がどのような方向をたどるかに注目していきたい。

註

1. 拙稿「フランス1968年高等教育基本法下における大学の管理・運営原則の検討」(『光華女子大学研究紀要』第31号、1993年、85頁)。
2. 国立教育研究所『フランス高等教育に関する基礎資料Ⅱ』1972年における手塚武彦氏の評価。
3. Plouvin, J. Y., *Le régime juridique des universités*, Econoca, 1980, pp. 49-51
4. Faure, E., *L'éducation nationale et la participation*, Plon, 1968, p. 52.
5. *J. O. Débats Parlementaires*, Sénat, (CR), Année 1980 及び国立教育研究所『フランス高等教育に関する基礎資料Ⅱ』1972年、より筆者が計算。
6. Cons. cost., 17 juil., 1980.
7. 詳細は次の拙稿参照。「フランスの1984年高等教育法における『参加』原理」(『教育行財政研究』第14号、1987年)
8. 但し、大学によっては1984年高等教育法への移行規定を恣意的に解釈するなどして、1968年基本法に従うものもあった。
9. 投票率の最高は、Valenciennes大学の41.37%であったが、最低は、Besançon大学の6.05%であった。Assemblée Nationale, *Rapport*, N° 489, 20 novembre 1986.
10. C. N. E., *Où va l'Université?*, rapport au président de la République, 1987.
11. C. N. E., *Priorités pour l'Université*, rapport de fin de mandat au président de la République, 1989.
12. この背景には、当時において未だ1968年法に従っている大学の存在があったものと思われる。
13. 「教育の現実世界にはタブー、硬直表現、欺瞞が満ちている」との記述もあった。

14. C. N. E. , *Université: les chances de l'ouverture*, rapport au président de la République, 1991.
15. Philippe Campinchi, "La fausse modernité", *Le Monde*, 8 juillet 1993.
16. 拙稿「フランス全国大学評価委員会活動下の大学教育改革について」(『京都大学高等教育研究』創刊号、1995年、63頁)。
17. Michel Delberghe, "M. Bayrou présente une réforme 《consensuelle》 de l'Université", *Le Monde*, 18 juin 1996.